

#### 4 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、平成28年度普通会計決算ベースの額です。

##### (1) 期末手当・勤勉手当

| 愛媛県                              |                          |  | 国                                |                          |  |
|----------------------------------|--------------------------|--|----------------------------------|--------------------------|--|
| 1人当たり平均支給額（平成28年度決算）<br>1,588千円  |                          |  | —                                |                          |  |
| （平成28年度支給割合）                     |                          |  | （平成28年度支給割合）                     |                          |  |
| 期末手当<br>2.6月分<br>(1.45)月分        | 勤勉手当<br>1.7月分<br>(0.8)月分 |  | 期末手当<br>2.6月分<br>(1.45)月分        | 勤勉手当<br>1.7月分<br>(0.8)月分 |  |
| （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置 |                          |  | （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置 |                          |  |

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.1月分となっています。

2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

##### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（愛媛県）

業務の質・量及び達成度を踏まえ、期中及び期末における評価を実施し、その評価結果に基づき、成績率を決定しています。

| 平成29年度中における運用  | 管理職員     |            | 一般職員     |            |
|----------------|----------|------------|----------|------------|
| イ 人事評価を活用している  |          |            |          |            |
| 活用している成績率      | 支給可能な成績率 | 支給実績がある成績率 | 支給可能な成績率 | 支給実績がある成績率 |
| 上位、標準、下位の成績率   | ○        | ○          | ○        | ○          |
| 上位、標準の成績率      |          |            |          |            |
| 標準、下位の成績率      |          |            |          |            |
| 標準の成績率のみ（一律）   |          |            |          |            |
| ロ 人事評価を活用していない |          |            |          |            |
| 活用予定時期         |          |            |          |            |

##### (2) 退職手当（平成29年4月1日現在）

| 愛媛県   |          |            | 国  |          |            |
|---|----------|------------|--|----------|------------|
| （支給率）   | 自己都合     | 勸奨・定年      | （支給率）  | 自己都合     | 勸奨・定年      |
| 勤続20年   | 20.445月分 | 25.55625月分 | 勤続20年  | 20.445月分 | 25.55625月分 |
| 勤続25年   | 29.145月分 | 34.5825月分  | 勤続25年  | 29.145月分 | 34.5825月分  |
| 勤続35年   | 41.325月分 | 49.59月分    | 勤続35年  | 41.325月分 | 49.59月分    |
| 最高限度額   | 49.59月分  | 49.59月分    | 最高限度額  | 49.59月分  | 49.59月分    |
| その他の加算措置  |          |            | その他の加算措置   |          |            |
| 退職手当の調整額  |          |            | 退職手当の調整額   |          |            |
| 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 |          |            | 職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 |          |            |
| 定年前早期退職特別措置（2～20%加算）  |          |            | 定年前早期退職特別措置（2～45%加算）   |          |            |
|   | 自己都合     | 勸奨・定年      |  |          |            |
| 1人当たり平均支給額  | 6,845千円  | 22,743千円   |  |          |            |

注 1人当たり平均支給額は、平成28年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

### (3)地域手当(平成 29 年4月1日現在)

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区、大阪府大阪市、愛知県名古屋市、広島県広島市、香川県高松市及び兵庫県三木市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。加えて、東日本大震災に係る宮城県の復旧事業等に従事するため、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、愛媛県から宮城県に派遣される職員について、愛媛県と宮城県の協定に基づいて支給しています。

| 支給実績(平成 28 年度決算)                |           |      | 58,886 千円      |       |
|---------------------------------|-----------|------|----------------|-------|
| 支給対象職員 1 人当たり平均支給年額(平成 28 年度決算) |           |      | 745,392 円      |       |
| 区分                              | 支給対象地域    | 支給率  | 支給対象職員数        | 国の支給率 |
| 医師                              |           | 16%  | 27 人           | 16%   |
| 医師以外                            | 東京都(特別区)  | 20%  | 24 人           | 20%   |
|                                 | 大阪府(大阪市)  | 16%  | 8 人            | 16%   |
|                                 | 愛知県(名古屋市) | 15%  | 1 人            | 15%   |
|                                 | 広島県(広島市)  | 10%  | 1 人            | 10%   |
|                                 | 香川県(高松市)  | 6%   | 4 人            | 6%    |
|                                 | 兵庫県(三木市)  | 3%   | 4 人            | 3%    |
|                                 | 宮城県(仙台市)  | 4.5% | 2 人            | 6%    |
| 地域手当補正後ラスパイレス指数<br>(ラスパイレス指数)   |           |      | 98.5<br>(98.5) |       |

注 1 支給対象職員数は、平成 29 年 4 月 1 日現在の職員数です。

2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

### (4)特殊勤務手当(平成 29 年4月1日現在)

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

| 支給実績(平成 28 年度決算)               |                         | 1,388,947 千円   |                    |                           |
|--------------------------------|-------------------------|--|--------------------|---------------------------|
| 支給職員 1 人当たり平均支給額(平成 28 年度決算)   |                         | 121,688 円  |                    |                           |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(平成 28 年度)    |                         | 59.5%  |                    |                           |
| 手当の種類(手当数)                     |                         | 55   |                    |                           |
| 手当の名称                          | 主な支給対象職員                | 主な支給対象業務   | 支給実績<br>(平成 28 年度) | 支給単価                      |
| 県税事務従事職員の特殊勤務手当                | 県税事務に従事する職員             | 納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等                        | 1,175 千円           | 日額 500 円                  |
| 伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当             | 伝染病防疫業務に従事する職員          | 伝染病患者等の救護作業<br>伝染病菌の付着した物件等の処理作業<br>伝染病菌を有する家畜等の防疫作業     | 84 千円              | 日額 290 円                  |
| 産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当 | 産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員 | ①人体に有毒なガスの発生を伴う業務<br>②特に危険性を有する薬品を取り扱う業務<br>③病理細菌を取り扱う業務 | 1,679 千円           | ① 額 290 円<br>②及び③日額 200 円 |
| 特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当              | 特殊現場作業に従事する職員           | ①トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業<br>②墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等            | 3 千円               | ①日額 560 円<br>②日額 220 円    |

|  |   |  |           |   |
|--|---|--|-----------|---|
| レントゲン技術従事職員の特務手当                                   | レントゲン技術又はその補助に従事する職員                          | レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業  | 230 千円    | 日額 230 円  |
| 児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特務手当 | 児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員 | ①児童の一時保護作業<br>②児童及び精神障害者等の心理判定作業<br>③重症心身障害児等の看護作業等<br>④精神障害者等の看護作業等           | 9,751 千円  | ①日額 350 円<br>②～④日額 420 円                        |
| 児童自立支援施設に勤務する職員の特務手当                               | 児童自立支援施設に勤務する職員                               | 児童の自立支援又は生活支援の業務   | 6,928 千円  | 日額 820 円、1,480 円、2,220 円                        |
| 県警察に勤務する職員の特務手当                                    |   |  |           |   |
| 私服員の捜査、逮捕作業等手当                                     | 当該作業に従事する私服警察職員                               | 犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業  | 79,614 千円 | 日額 560 円  |
| 犯罪鑑識作業手当   | 当該作業に従事する警察職員                                 | 指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業   | 6,386 千円  | 日額 280 円又は 560 円                                |
| 交通取締用自動車等運転作業手当                                    | 当該作業に従事する警察職員                                 | 交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業   | 30,349 千円 | 日額 420 円又は 560 円                                |
| 山岳捜索救難作業手当   | 山岳救助警備隊に属する警察職員                               | 山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業  | 51 千円     | 日額 840 円  |
| 警ら作業手当   | 当該作業に従事する警察職員                                 | 警ら作業   | 31,127 千円 | 日額 340 円  |
| 身辺警護等作業手当  | 当該作業に従事する警察職員                                 | ①天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛作業<br>② その他の要人等の警護作業                           | 477 千円    | ①日額 1,150 円<br>②日額 640 円                        |
| 銃器犯罪捜査作業手当   | 当該作業に従事する警察職員                                 | ①銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業<br>②銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業<br>③保護対象者の身辺警戒又は固定警戒の作業 | 877 千円    | ①日額 1,640 円<br>②日額 820 円又は 1,100 円<br>③日額 820 円 |
| ひき逃げ捜査作業手当   | 当該作業に従事する交通専務員                                | ひき逃げ捜査作業   | 562 千円    | 日額 560 円  |
| 交通取締等作業手当  | 当該作業に従事する交通専務員                                | ①共同危険行為取締作業<br>②交通取締り(①の作業を除く。)、整理及び事故処理作業                                     | 6,608 千円  | ①日額 560 円<br>②日額 310 円                          |
| 留置場等看守作業手当   | 当該作業に従事する警察職員                                 | 留置場等において収容者を看守する作業   | 4,438 千円  | 日額 230 円  |
| 被疑者護送作業手当  | 当該作業に従事する警察職員                                 | 被疑者護送作業  | 1,702 千円  | 日額 230 円  |
| 火薬類取締作業手当  | 当該作業に従事する警察職員                                 | 火薬類の取締作業(不発弾の処理作業を含む。)   | 8 千円      | 日額 250 円  |
| 夜間特殊作業手当   | 当該作業に従事する警察職員                                 | 夜間(深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)を含む時間)に従事する特殊業務                                       | 50,465 千円 | 1回 410 円、730 円又は 1,100 円                        |
| 潜水作業手当   | 当該作業に従事する警察職員                                 | 潜水器具を着用して従事する潜水作業  | 26 千円     | 1時間 310 円又は 780 円                               |
| 死体取扱作業手当   | 当該作業に従事する警察職員                                 | ①検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業<br>③ その他の死体取扱作業  | 27,194 千円 | ① 1回 3,200 円<br>② 1回 1,600 円                    |

|                                       |  |   |           |                                       |
|---------------------------------------|--|---|-----------|---------------------------------------|
| 爆発物処理作業手当                             | 当該作業に従事する警察職員                              | 爆発物処理作業   | 125 千円    | 1 回 5,200 円                           |
| 特殊危険物質処理作業等手当                         | 当該作業に従事する警察職員                              | ①特殊危険物質(サリン等)の処理作業<br>②特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業<br>③特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業 | 0 千円      | ①日額 5,200 円<br>②日額 250 円<br>③日額 460 円 |
| 緊急業務処理作業手当                            | 当該作業に従事する警察職員                              | 正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業                                    | 3,275 千円  | 1 回 1,240 円                           |
| 少年補導作業手当                              | 少年補導職員                                     | 少年補導作業  | 459 千円    | 日額 310 円                              |
| 災害警備等作業手当                             | 当該作業に従事する警察職員                              | 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業                | 0 千円      | 日額 840 円                              |
| 術科指導作業手当                              | 当該作業に従事する術科指導員                             | 術科指導作業（本務として従事する作業を除く。）   | 12 千円     | 1 時間 300 円                            |
| 漁労手当                                  | 水産実習船に勤務する船員                               | 漁労業務  | 925 千円    | 日額 3,000 円～8,400 円                    |
| 社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当                     | 社会福祉主事<br>身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司<br>児童福祉司 | 要保護者等を訪問して行う指導等、身体障害者に面接して行う相談等又は児童等に面接して行う相談等の業務                             | 2,739 千円  | 日額 510 円                              |
| 精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当 | 精神保健指定医、診察立会職員等                            | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務   | 15 千円     | 日額 320 円                              |
| 職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当                   | 高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員                        | 職業訓練業務  | 2,361 千円  | 日額 790 円                              |
| と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当                     | 食肉衛生検査センターに勤務する職員                          | と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査  | 2,654 千円  | 日額 1,180 円                            |
| 麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当                     | 麻薬取締員                                      | 麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務  | 21 千円     | 日額 420 円                              |
| 爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当                    | 本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員                     | 火薬類取締法又は高压ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務  | 29 千円     | 日額 250 円                              |
| 漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当                     | 当該作業に従事する職員                                | 漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業   | 1,055 千円  | 日額 500 円                              |
| 夜間看護手当                                | 子ども療育センターに勤務する看護師又は准看護師                    | 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務                      | 10,932 千円 | 1 回 2,000 円から3,300 円まで                |
| 家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊勤務手当        | 家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する獣医師である職員              | 家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務  | 4,774 千円  | 日額 730 円<br>(BSE検査:810 円加算)           |
| 潜水手当                                  | 農林水産研究所水産研究センターに勤務する職員                     | 海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業                                     | 11 千円     | 1 時間 310 円又は780 円                     |

|                         |   |   |          |  |
|-------------------------|---|---|----------|--|
| 用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当   | 農林水産部農業振興局農地整備課、土木部管理局用地課、地方局産業経済部土地改良主務課及び治山主務課並びに地方局建設部（土木事務所を含む。）に勤務する職員 | 公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務                                     | 2,835 千円 | 日額 650 円   |
| 身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当   | ①身体障害者更生相談所に勤務する看護師等<br>②婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員                     | ①看護業務<br>②職業訓練又は生活指導の業務   | 142 千円   | 日額 420 円   |
| 精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当 | 保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師   | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談指導業務又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく訪問指導業務              | 357 千円   | 日額 230 円   |
| 航空手当                    | 当該業務に従事する職員   | ①航空機の操縦業務<br>②航空機の整備等業務（整備士）<br>③航空機に搭乗して行う訓練等の業務（①及び②以外）                                     | 2,458 千円 | ① 1 時間 7,700 円<br>② 1 時間 4,500 円<br>③ 1 時間 1,900 円 |
| 災害応急作業等手当               | 土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部（土木事務所及びダム管理事務所を含む。）に勤務する職員  | 異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業<br>①巡回監視<br>②応急作業等 | 0 千円     | ①日額 480 円<br>②日額 730 円                             |

|                   |  |  |           |   |
|-------------------|--|--|-----------|---|
|                   | 当該作業等に従事する職員   | ①東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業<br>②原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域において行う作業<br>③本部長指示により居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うことされた地域において行う作業<br>④原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域の屋外において行う作業<br>⑤帰還困難区域において行う作業<br>⑥居住制限区域において行う作業 | 1,125千円   | ①日額 20,000 円～3,300 円<br>②屋外作業 日額 6,600 円<br>屋内作業 日額 1,330 円<br>③屋外作業 日額 5,000 円<br>屋内作業 日額 1,000 円<br>④日額 2,500 円<br>⑤屋外作業 日額 6,600 円<br>屋内作業 日額 1,330 円<br>⑥屋外作業 日額 3,300 円<br>屋内作業 日額 660 円 |
|                   | 東日本大震災に対処するため当該作業に従事する職員   | 異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業<br>①巡回監視<br>②応急作業等  | 0千円       | ①日額 480 円<br>②日額 730 円  |
| 食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当 | 食肉衛生検査センターに勤務する職員  | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務  | 58千円      | 日額 1,180 円  |
| 特殊自動車運転作業手当       | 農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）並びに東予地方局産業経済部今治支局産地育成室、中予地方局産業経済部産業振興課産地育成室及び南予地方局産業経済部産業振興課産地育成室に勤務する職員 | 大型特殊自動車等の運転作業  | 865千円     | 日額 290 円  |
| 兼務手当              | 当該業務に従事する教育職員  | 定時制の課程の授業又は補助の業務（本務として従事する業務を除く。）  | 1,018千円   | 1時間 510 円、610 円又は 670 円   |
| 添削手当              | 当該業務に従事する教育職員  | 通信制の課程を担当して行う添削指導業務（本務として従事する業務を除く。）   | 8千円       | 添削1回 110 円  |
| 教員特殊業務手当          | 当該業務に従事する教育職員（職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、2級又は特2級のものに限る。）                                   | ①非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務<br>②児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等<br>③修学旅行等引率業務<br>④対外運動競技等において児   | 637,530千円 | ①日額 8,000 円<br>②日額 7,500 円<br>③日額 4,250 円<br>④日額 4,250 円<br>⑤日額 3,000 円<br>⑥日額 1,125 円  |

|             |   |  |            |                      |
|-------------|---|--|------------|----------------------|
|             |   | 童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等）<br>⑤部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの）<br>⑥入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等に行うもの） |            |                      |
| 多学年学級担当手当   | 公立の小学校又は中学校の2の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員（一定以上の授業時間数の者に限る。） | 当該多学年学級における授業又は指導業務  | 5,703 千円   | 日額 290 円             |
| 教育業務連絡指導手当  | 教務主任、学年主任、生徒指導主事等   | 教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務   | 105,108 千円 | 日額 200 円             |
| 面接指導手当      | 当該業務に従事する教育職員   | 講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務（本務として従事する業務を除く。）   | 17 千円      | 1 時間 760 円           |
| 特別支援教育手当    | 特別支援学校に勤務する教育職員及び特別支援学級等を担当する教育職員                         | 障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導業務   | 336,806 千円 | 日額 1,000 円又は 1,200 円 |
| 道路上作業手当     | 地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員                                  | 交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業   | 3,823 千円   | 日額 300 円             |
| 家畜ふん尿処理作業手当 | 農林水産研究所畜産研究センターに勤務する技能労務職員                                | たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業   | 118 千円     | 日額 290 円             |

注 手当ごとの「支給実績（平成28年度）」は、給与システムによる支給分であるため、その合計は「支給実績（平成28年度決算）」と一致しません。

#### (5) 超過勤務手当

|                         |              |
|-------------------------|--------------|
| 支給実績（平成28年度決算額）         | 3,457,799 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算） | 535 千円       |
| 支給実績（平成27年度決算額）         | 3,538,177 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算） | 522 千円       |

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(6)その他の手当(平成29年4月1日現在)

| 手当名                  | 内容                                      | 支給単価   | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容      | 支給実績<br>(28年度決算) | 支給職員1人当たり<br>平均支給年額<br>(28年度決算) |
|----------------------|---|--|----------|-----------------|------------------|---------------------------------|
| 扶養手当                 | 扶養親族のある職員に支給                            | ・配偶者 10,000円<br>・子 8,000円<br>・父母等 6,500円<br>・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 子 10,000円<br>父母等 9,000円<br><br>〔満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算〕 | 同        | —               | 千円<br>2,079,740  | 円<br>230,980                    |
| 住居手当                 | 自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員等に支給      | 【借家・借間居住者】<br>・家賃23,000円以下<br>家賃額-12,000円<br>・家賃23,000円超55,000円未満<br>(家賃額-23,000円)×1/2+11,000円<br>・家賃55,000円以上<br>27,000円(支給限度額)                         | 同        | —               | 千円<br>1,171,534  | 円<br>265,173                    |
| 初任給調整手当              | 医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給        | 採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給<br>上限額：413,800円   | 同        | —               | 千円<br>61,825     | 円<br>1,288,021                  |
| 通勤手当                 | 通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給 | 【公共交通機関利用者】<br>6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額<br>上限額：78,000円   | 異        | 国上限額<br>55,000円 | 千円<br>1,589,253  | 円<br>103,703                    |
|                      |   | 【交通用具利用者】<br>距離に応じた定額<br>片道2km以上5km未満2,500円<br>～<br>片道95km以上47,200円  | 異        | 国上限額<br>31,600円 |                  |                                 |
| 単身赴任手当               | 公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員に対して支給      | 30,000円+加算額<br>加算額は、配偶者住居との距離に応じて8,000～70,000円   | 同        | —               | 千円<br>200,587    | 円<br>366,704                    |
| 管理職手当                | 管理又は監督の地位にある職員に対して支給                    | 給料表別、職務の級別、区分別の定額  | 同        | —               | 千円<br>1,386,008  | 円<br>694,393                    |
| 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当 | 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給      | 給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じた額  | 同        | —               | 千円<br>23,959     | 円<br>213,920                    |
| へき地手当及びへき地手当に準ずる手当   | へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員に対して支給           | 給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じた額  |          |                 | 千円<br>128,536    | 円<br>302,438                    |
| 定時制通信教育手当            | 県立の高等学校で本務として定時制教育又は通信教育に従事             | 給料月額に100分の5から100分の7を乗じた額<br>(管理職手当との併給調整あり。)   |          |                 | 千円<br>30,795     | 円<br>272,522                    |



|                 |  |  |   |   |               |              |
|-----------------|--|--|---|---|---------------|--------------|
|                 | する教育職員等に支給                             |  |   |   |               |              |
| 産業教育手当          | 県立の高等学校で農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給   | 給料月額に100分の7を乗じた額<br>(管理職手当等との併給調整あり。)            |   |   | 千円<br>104,788 | 円<br>296,011 |
| 義務教育等<br>教員特別手当 | 小学校、中学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給              | 上限額：8,000円<br>職務の級号給に応じた定額<br>(産業教育手当等との併給調整あり。) |   |   | 千円<br>767,244 | 円<br>67,061  |
| 農林漁業<br>普及指導手当  | 農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給              | 給料月額に100分の6を乗じた額                                 |   |   | 千円<br>42,989  | 円<br>254,373 |
| 宿日直手当           | 職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給        | 4,200円/1回 ほか<br>(勤務時間による増減あり。)                   | 同 | — | 千円<br>439,909 | 円<br>182,990 |
| 管理職員<br>特別勤務手当  | 管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給           | 職責に応じて3,000円～12,000円/1回の定額<br>(6時間を超える場合は加算あり。)  | 同 | — | 千円<br>39,795  | 円<br>70,062  |
| 夜勤手当            | 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 | 勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額                 | 同 | — | 千円<br>143,146 | 円<br>99,962  |

注 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額単価です。